

1 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

- (1) 家庭的保育事業
  - (2) 小規模保育事業
  - (3) 居宅訪問型事業
  - (4) 事業所内保育事業
- 職員数、保育従事者に関する基準等  
(従うべき基準：国の基準に従わなければならない)  
保育室、屋外遊技場に関する基準等  
(参酌すべき基準：市の実情に応じて定めることができる)

2 特定教育・保育施設の運営に関する基準（運営基準）

3 特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）

利用定員に関する基準、運営に関する基準等

4 教育・保育給付の支給に関する基準（支給認定基準）

保育の必要な事由、優先利用の基準等

保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、子どもごとに給付を受ける資格を有すること及び区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

【市の基準について】

基本的には、国基準の内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であるとする。ただし、現在市内にある施設が、円滑に新制度に移行できるように配慮する。また、市独自の追加基準として、次の事項について検討する。

- ・暴力団排除（市暴力団排除条例）
- ・地域防災計画との連携（市地域防災計画）
- ・地球温暖化対策（市地球温暖化対策地域推進計画）